

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日の5年間
2. 内 容

目標1

男性職員の育児休業の取得を促進する。

対策

平成27年4月～

- ◇ 男性も育児休業が取得できることなどについて、職員向けに情報提供する。

目標2

ノー残業デーの導入・有給休暇の取得促進により労働時間を短縮する。

対策

平成27年4月～

- ◇ 各部署ごとの繁忙期等を把握し、目標達成のための取り組みを継続できるようにするため、ノー残業デー・休暇取得に関する計画書の作成を検討する。